

保育所(園)・幼稚園・認定こども園等の入所園児を募集します!

保育の必要性の有無および児童の年齢に応じて3つの認定区分が設けられ、右表の利用先に申し込みことができます。

◆**申込方法**：希望の施設にお子様を連れて手続きしてください。

※定員超の場合は第2、3希望の保育所になることがあります
※市外の保育所を希望する場合は、子育て支援課までご連絡ください

◆**申込書配布期間** 10月26日(月)～31日(土)

◆**受付期間** 10月27日(火)～31日(土)

午前9時～午後5時 ※31日は正午まで

※幼稚園・市立認定こども園の受付は30日(金)まで

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
対象	満3歳以上で、教育を希望する場合	満3歳以上で、入所要件に該当し、保育所等での保育を希望する場合	満3歳未満で、入所要件に該当し、保育所等での保育を希望する場合
利用先	・幼稚園 ・認定こども園	・保育所 ・認定こども園	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育所

※2号、3号認定について、保護者の就業時間等により、短時間認定と標準時間認定に分かれます

【参考】現在27年度月額保育料

※各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分		2号認定・3号認定の保育料(月額)			
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上	
		標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定
第1階層	生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円
第2階層	市民税非課税世帯	9,000円	9,000円	保育料は無料です ※給食費として5,000円の負担が必要です	
第3階層	48,600円未満	19,500円	17,500円		
第4階層	48,600円以上 97,000円未満	28,000円	26,000円		
第5階層	97,000円以上 169,000円未満	37,000円	35,000円		
第6階層	169,000円以上 301,000円未満	41,500円	39,500円		
第7階層	301,000円以上 397,000円未満	45,000円	43,000円		
第8階層	397,000円以上	48,000円	46,000円		

※同一世帯から2人以上の児童が入所している場合は、保育料の軽減があります

※第2、第3階層で母子・父子家庭や在宅障害児(者)のいる世帯などは、別途、保育料が軽減されます。

※1号認定の保育料は幼稚園と同じです(別途、給食費等がかかります)

①保育所

◆**保育時間**：月～土曜日

短時間認定 午前8時～午後4時

標準時間認定 午前8時～午後6時

土曜日は午前8時～正午

※私立保育園の保育時間は直接園にお問合せください

◆**延長料金**(別途料金必要)

市・神代保育所 午前7時～午後7時

園各保育所(園)または

子育て支援課 ☎43-5219

②地域型保育所

◆**保育時間**：各施設で保育時間が異なりますので直接保育所へお問合せください。

③幼稚園

◆**保育時間**：午前8時30分～午後4時

※一時預かり事業による保育時間を含む

◆**休園日**：小学校に準ずる

◆**対象幼児**：市内在住の満3～5歳児

◆**保育料**：無料(別途、給食費等は必要)

園各幼稚園または

学校教育課 ☎43-5231

④認定こども園

◆**保育時間・休園日・保育料**

1号認定は、幼稚園に準ずる

2号、3号認定は、保育所に準ずる

園学校教育課 ☎43-5231

※私立認定こども園の保育時間は直接園へお問合せください



①保育所(園)【市立・私立】12か所			
保育所・園名	定員	保育所・園名	定員
倭文保育園	60	榎列保育園	120 予定
広田保育園	150	八木保育園	120
ちどり保育所	90	市保育所	150
賀集保育所	120	神代保育所	120
北阿万保育所	90	志知保育所	45
阿万保育所	90	福良保育園(私立)	50 ☎52-0252
澄保育所は、28年度阿万保育所と統合	-	二宮保育所は、28年度榎列保育園と統合	-

②地域型保育所【私立】3か所		③市立 幼稚園 3か所	
保育所名	定員	園名	定員
ぬしま保育園 ☎57-0021	12	湊幼稚園	105
ずくずく保育園 ☎43-2139 (地域枠5)	19	津井幼稚園	105
翁寿園保育所 ☎42-6006 (地域枠2)	7	志知幼稚園	105

④認定こども園【市立・私立】3か所	
園名	定員
南あわじ市立伊加利こども園 ☎39-0026	40
幼保連携型認定こども園松帆北(私立) ☎36-2410	40
幼保連携型認定こども園松帆南(私立) ☎36-2344	110

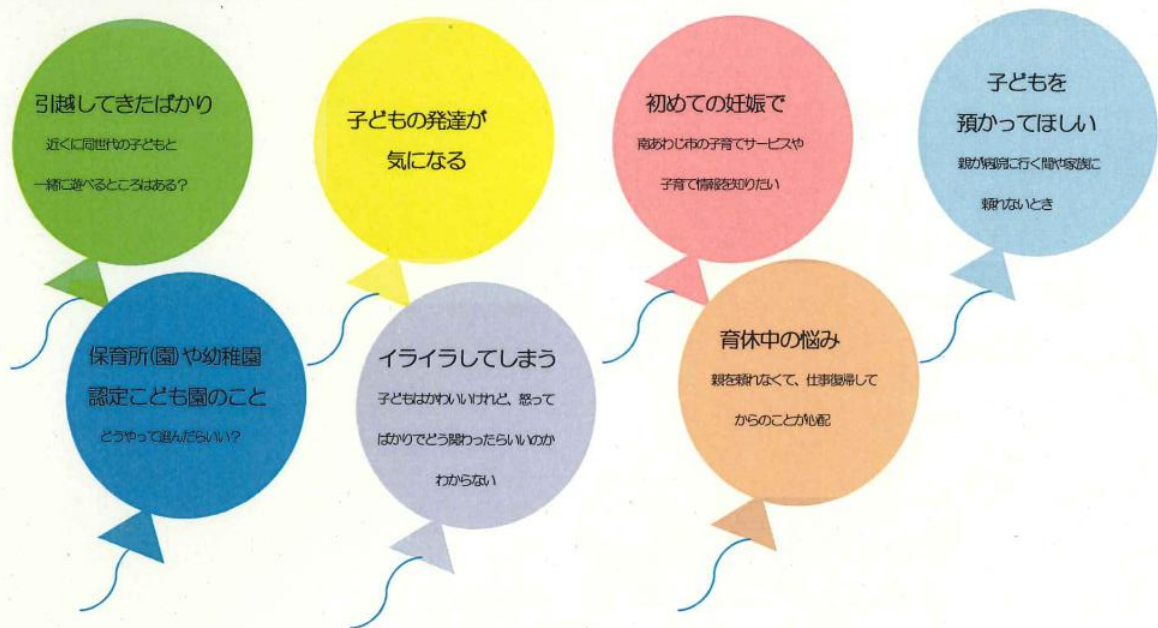
～ これから子育てをはじめのみなさま、子育て中のみなさまへ ～

子育ての相談は、「子育て支援コンシェルジュ」へ

☆子育て支援コンシェルジュって？ ※コンシェルジュは、フランス語で総合世話係のこと。

みなさまの周りには、さまざまな子育て支援に関するサービスや施設があります。子育て支援コンシェルジュがお話を伺いながら、子育ての悩みや困りごとについて一緒に考え、悩みの解決や1人ひとりに合わせた子育て支援サービスの情報をお伝えします。ぜひお気軽にご利用ください。

☆こんなちょっとした悩みや困りごとはありませんか☆



☆子育て支援コンシェルジュはここにいます！

南あわじ市役所 本館 1階7番窓口

月曜日～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始は除く。市役所開庁日時と同じ)

◇お問い合わせ◇ 子育て支援課 TEL:0799-43-5219

こそだての悩みや
そうだとをがうかがい、
しりたかったサービスを
えらべルように
しょうほうをお伝えし、
ユっくりと一緒に考えます！



ゆるるん

(南あわじ市子育て支援シンボルキャラクター)

◇相談料は、無料です。
◇相談内容の秘密は守ります。

*利用者支援事業は、子ども・子育て支援新制度で新たにできた事業です。南あわじ市では、平成28年4月より、利用者支援事業を「子育て支援コンシェルジュ(子育て利用者支援専門員)」により実施しております。